

平成 25 年度健全化判断比率等に関する審査意見書

平成 26 年 9 月 8 日

埧 町 長 菊 池 基 文 様

埧 町 監 査 委 員 石 川 昭 彦

同 大 縄 武 夫

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度埧町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次の通り意見を提出します。

審 査 対 象

- 1 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成 25 年度決算に基づく次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - (1) 埧町農業集落排水処理事業特別会計 (農業集落排水)
 - (2) 埧町公共下水道事業特別会計 (公共下水)
 - (3) 埧町埧林間工業団地用地取得造成事業特別会計 (林間工業団地)
 - (4) 埧町上水道事業会計 (上水道)

審 査 期 間

平成 26 年 7 月 15 日から平成 26 年 8 月 11 日まで

審 査 の 結 果

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
	%	%	%	%
実質赤字比率	-	-	15	20
連結実質赤字比率	-	-	20	35
実質公債費比率	8.6	9.2	25	35
将来負担比率	16.9	41.5	350	-

* 比率欄の「-」は実質赤字額、連結実質赤字額がないため該当しないことを表す。

資金不足比率	平成 25 年度	平成 24 年度	経営健全化基準
農業集落排水	-	-	20.0
公共下水	-	-	20.0
林間工業団地	-	-	20.0
上水道	-	-	20.0

* 比率欄の「-」は各会計に資金不足額がないため該当しないことを表す。

審 査 意 見

財政健全化判断比率の4つの指標はいずれも早期健全化基準を下回り、同じく各事業会計の資金不足比率もすべて経営健全化基準を下回っていた。よって特に指摘すべき事項はないものと判断した。